



北朝鮮ミサイル発射予告に伴う 市町村等連絡調整会議

【日時】平成28年2月4日（木）16：00～

【場所】災害対策本部室、各総合事務所他

【参集範囲】

各総合事務所、各市町村危機管理担当課、各消防局の担当課等

1

【目的】

情報共有と今後の対応の確認

【内容】

副局長あいさつ

- 1 経過及び現状
 - (1) 事案の概要
 - (2) 国の対応
- 2 県の対応方針(案)
 - (1) 各部局の業務
 - (2) 情報収集・連絡調整
 - (3) 住民への広報内容
- 3 市町村等への依頼事項

2

1 経過及び現状 (1) 事案の概要

北朝鮮の衛星打ち上げに関する発表

船舶関係

日本航行警報(平成28年2月3日 10時) 海上保安庁

黄海、東シナ海及びルソン島東、ロケット部品落下に伴う航行危険区域設定

2月8日～25日 7時30分～12時30分 (日本時間)

航空関係

情報提供(平成28年2月3日) 国際民間航空機関(ICAO)

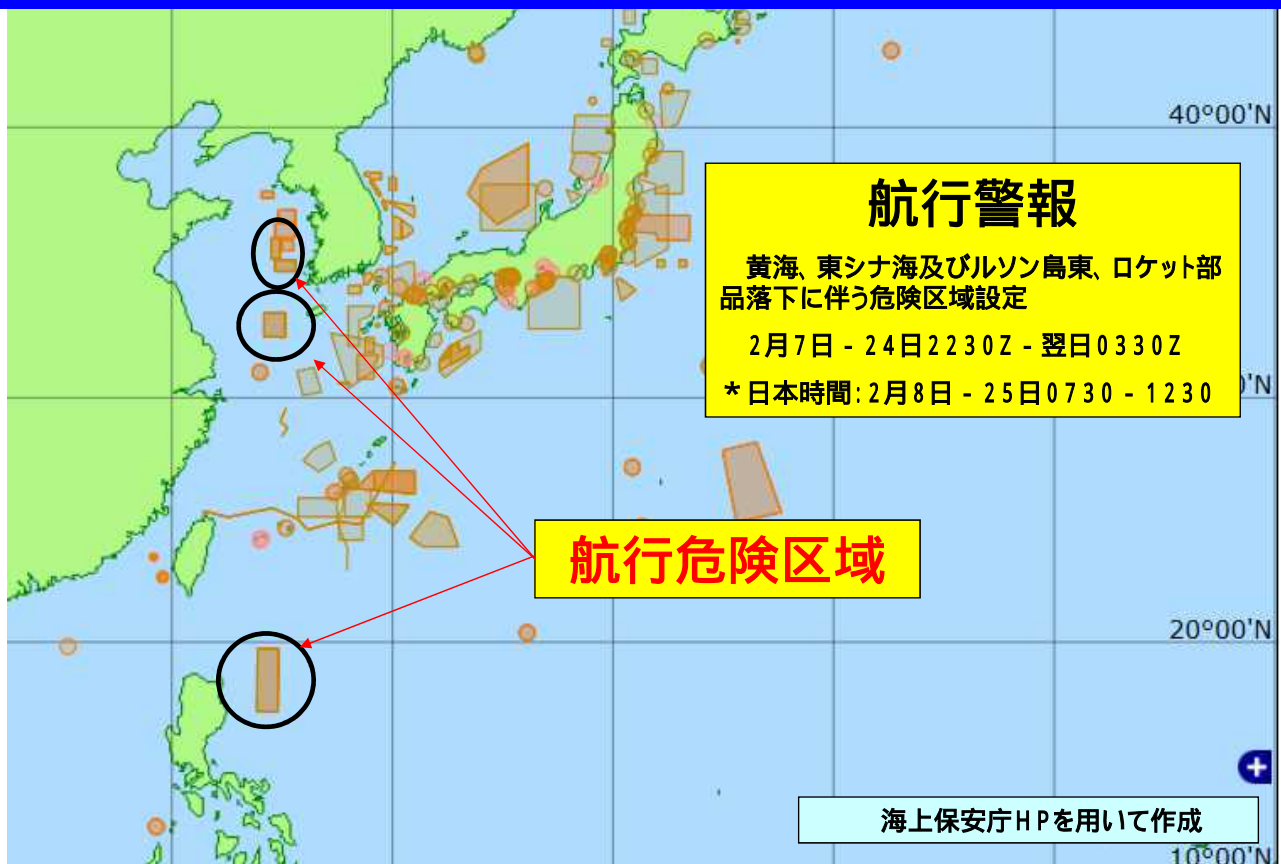
黄海及びフィリピン東方海域 地球観測衛星打ち上げに伴う落下区域設定

2月8日～25日 7時30分～12時30分 (日本時間)

航空機運航者に対して注意喚起を実施

3

1 経過及び現状 (1) 事案の概要



4

1 経過及び現状 (2) 国の対応

内閣総理大臣指示(2月3日)

総理指示

北朝鮮による「人工衛星」と称する弾道ミサイル発射の国際機関への通報に関し、以下のとおり指示する。

- 関係省庁間で協力し、情報の収集・分析に万全を期すこと。
- 米国や韓国等関係諸国と連携し、北朝鮮が発射を行わないよう、強く自制を求めること。
- 不測の事態にも備えるなど、国民の安全・安心の確保に万全を期すこと。

5

1 経過及び現状 (2) 国の対応

国からの対応通知(H28.1.29内閣官房副長官補等及び消防庁国民保護室長の通知)

北朝鮮情勢を踏まえた危機管理対応に係る情報伝達について

北朝鮮によりミサイルが発射されて日本に影響がある場合には、緊急情報ネットワークシステム(エムネット)を、さらに、関係する地域に対しては併せて全国瞬時警報システム(Jアラート)も使用して情報伝達することとしている。

北朝鮮情勢を踏まえた危機管理対応に係る情報伝達体制等について

1 Jアラート等による情報伝達体制

(1) 確実な受信体制

内閣官房からのエムネット、Jアラート及び消防庁からの防災行政無線FAX等により伝達される情報を確実に受信できる体制をとること。

(2) 住民に対する情報伝達体制

各市町村が取得した情報をJアラートの自動起動による放送等により確実に住民に伝達するとともに、補完としてエムネット及び防災行政無線FAX等の情報に基づき住民に伝達できる体制を整えておくこと。

6

1 経過及び現状 (2) 国の対応

国からの対応通知(続き1)

2 都道府県及び市町村における防災・危機管理体制の確認

都道府県及び市区町村における休日・夜間を含む情報収集・報告態勢等の防災・危機管理体制について点検を行い、緊急時の情報収集・伝達等に万全を期すること。

消防、自衛隊、警察、海上保安庁等関係機関との緊密な連絡を確保すること。

7

1 経過及び現状 (2) 国の対応

消防機関等における体制 (H28.2.3 消防庁国民保護防災部長通知抜粋)

3 消防機関における態勢等について

- (1) 警察や自衛隊との情報収集等連携体制を確立されたい。
- (2) 資機材の点検を行うとともに、相互応援態勢や緊急消防援助隊の出動態勢の確認を行っていただきたい。
- (3) 万万が一落下物に関する通報を受けて出動する場合には、落下物に有害な燃料が付着している可能性もあるので、必要な防護措置を講じて当面の対応を行うとともに、速やかに毒性の有無を確認すること。

なお、自らの機関において検知能力がない物質については、速やかに検知能力を有する他の消防機関等に通報し、毒性の有無の確認を要請すること。

8

1 経過及び現状 (2) 国の対応

国からの情報伝達 (H28.2.3 消防庁国民保護防災部長通知抜粋)

(1) 基本的考え方

Jアラートは、一刻を争う住民への直接の警報の伝達を行う場合
 エムネットは、幅広く情報提供をする場合

(2) ミサイルが発射された場合の情報伝達

表1 個別の場合の情報伝達内容

表2 Jアラート送信ブロック

表1 個別の場合の情報伝達内容

		Jアラート	エムネット(※5) (全団体に送信)
(1) 予告どおり飛翔 【平成24年12月のケース】		発射したこと及び上空を通過したことを、沖縄県に対してその旨を送信	発射したこと及び上空を通過したことを送信
予告どおり飛翔せず	(2) 我が国への影響なし	—	ミサイルが発射されたが、我が国に飛翔するものはないことを送信
	(3) 我が国の方向に飛翔 我が国領域内に落下	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の方向に飛翔したことを確認した時点でその旨を送信 我が国領域に落下することが予測された時点で、屋内避難、テレビ・ラジオ視聴の呼びかけを送信 その後、落下した可能性のある地域等を送信 (飛翔方面地域に対して送信(※7))	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の方向に飛翔したことを確認した時点でその旨を送信 我が国領域に落下することが予測された時点で、落下予測地域(※6)、屋内避難、テレビ・ラジオ視聴の呼びかけを送信 その後、落下した可能性のある地域等を送信
	領域手前落下又は上空通過	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の方向に飛翔したことを確認した時点で、その旨を送信 その後、手前に落下したこと又は上空を通過したことを送信 (飛翔方面地域に対して送信(※7))	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の方向に飛翔したことを確認した時点で、その旨を送信 その後、手前に落下したこと又は上空を通過したことを送信

(4) SEW情報のみで レーダー探知なし 【平成24年4月のケース】	—	ミサイルが発射されたが、我が国に 飛翔するものはないことを送信
---	---	------------------------------------

※5 エムネットでは、ミサイルの飛翔に関する詳細情報についても情報提供します。

※6 エムネットで落下予測を送信する際には、注意が必要となる地域（Jアラートを発信する飛翔方面地域と同じ。）を添付ファイル（参考3）により情報伝達します。

※7 ミサイルが予告どおりの方向に飛翔した場合は、沖縄県に対してのみ送信します。

表2 Jアラート送信ブロック

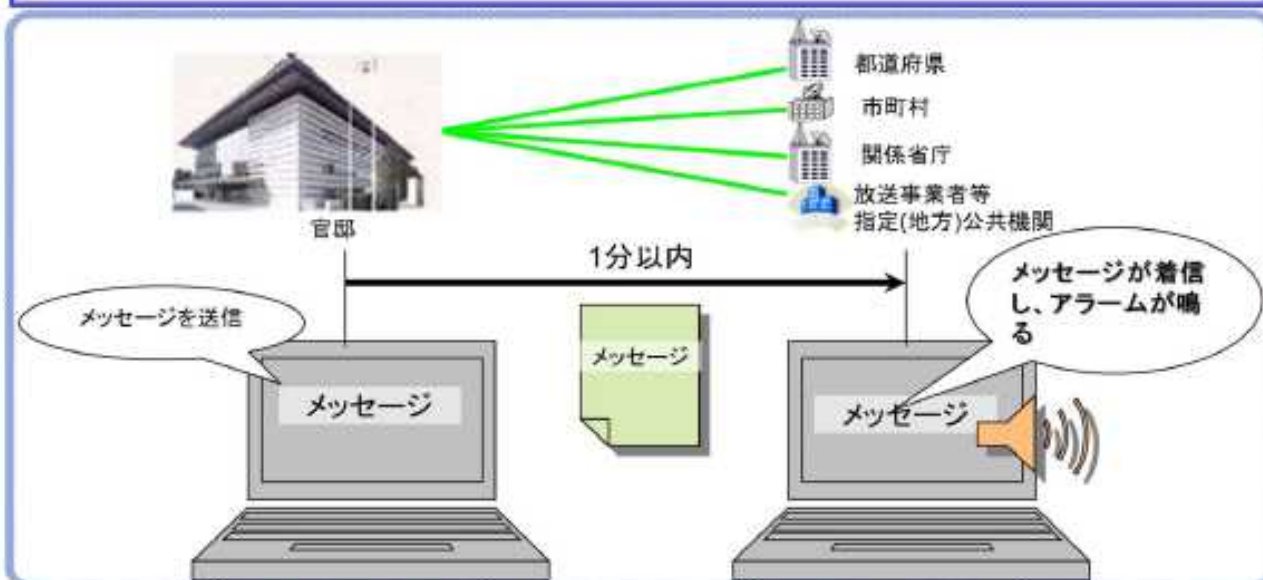
落下予測地域		注意が必要となる地域
北海道	当該地域	北海道
	関連地域	青森県
東北	当該地域	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
	関連地域	北海道、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県
関東	当該地域	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、
	関連地域	宮城県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、 山梨県、長野県、岐阜県、静岡県
中部	当該地域	新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、 静岡県、愛知県、三重県、
	関連地域	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、滋賀県、京都府、兵庫県

近畿	当該地域	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
	関連地域	福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、徳島県
中国	当該地域	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
	関連地域	静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
四国	当該地域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
	関連地域	兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、大分県
九州	当該地域	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
	関連地域	島根県、山口県、愛媛県、高知県、沖縄県
沖縄	当該地域	沖縄県
	関連地域	長崎県、鹿児島県

13

(参考1) Em-Net(エムネット)の概要

1. 官邸から関係機関に、緊急にお知らせする情報を迅速に伝達するための一斉同報システム
2. 配信先ではアラーム等による注意喚起により確実に伝達
3. 使用するソフトは、関係機関に無償で配布

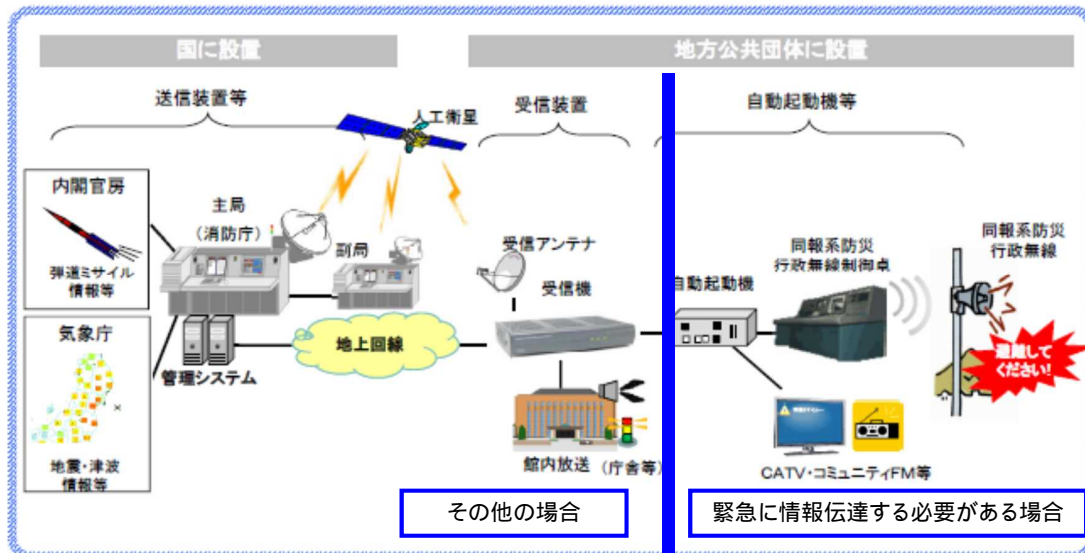


14

(参考2) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の概要

弾道ミサイル攻撃に関する情報などの緊急情報(※)を、人工衛星等を通じて国(内閣官房・気象庁から消防庁を経由)から送信し、市町村防災行政無線(同報系)等を自動的に起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達することが可能なシステム

※・・・弾道ミサイル情報、航空攻撃情報、ゲリラ・特殊部隊攻撃情報、大規模テロ情報、津波警報、緊急地震速報 等



住民まで緊急に情報を伝達する必要がある場合には、該当する地域に情報伝達されるが、その他の場合は県・市町村庁舎までの情報伝達に止まる。

15

2 県の対応方針(案) (1) 各部局の業務

危機管理局	<ul style="list-style-type: none"> ・国・市町村・関係機関(自衛隊・海上保安庁・警察・消防)との連絡調整 ・情報の収集、集約及び伝達 ・住民広報(元気づくり総本部と共同)
観光交流局	<ul style="list-style-type: none"> ・アジアナ航空の注意喚起及び着弾等後の安否確認
商工労働部	<ul style="list-style-type: none"> ・DBSクルーズの注意喚起及び着弾等後の安否確認
農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> ・落下区域操業予定の漁船の把握及び着弾等後の安否確認 ・漁協、漁船関係者への注意喚起
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋練習船の航行状況の把握及び着弾等後の安否確認
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・万万が一の場合、各種行事開催時の屋内退避等の呼びかけ準備 ・万万が一、県内に着弾した場合の対応準備

16

2 県の対応方針(案) (2) 情報収集・連絡調整

1 これまでの対応

(1) 情報連絡室の設置

2月3日、官邸においては、危機管理センターに設置している「北朝鮮による核実験実施情報に関する官邸対策室」を「北朝鮮情勢に関する官邸対策室」に改称して情報を集約し、内閣危機管理監等の下で関係省庁局長会議を開催し対応について協議

同日、消防庁においても、「消防庁第1次情報連絡室」を「消防庁緊急事態連絡室」に改組し、情報収集を継続中

県危機管理局では、平成27年2月4日より「情報連絡室」を設置しており、情報収集等を継続中

(2) 通信伝達手段の確認

エムネットの導通試験(全国)を毎月実施

Jアラートについては、平成27年11月25日の全国一斉訓練で鳥取県、県内市町村に不具合なし。

Jアラート、エムネットの点検について実施依頼

2月3日までに確認

17

2 県の対応方針(案) (2) 情報収集・連絡調整

2 今後の対応

(1) 市町村・関係機関との連携

市町村等には2月3日の委員会の模様を衛星テレビにより配信し情報共有

(2) 情報の伝達に万全を期すため3手段を確保

エムネット 国 県・市町村・消防局等への情報伝達(メールによる添付ファイル送付)

エムネット全市町村、全消防局導入済

Jアラート 国 県・市町村への情報伝達(文字・音声の送信)

防災行政無線を通じて自動放送(安全な場合には、Jアラートを経由した防災行政無線は流れません。)

全市町村導入済み

消防防災無線FAX 国 県 市町村・消防局等への情報伝達

(3) 住民等への情報提供

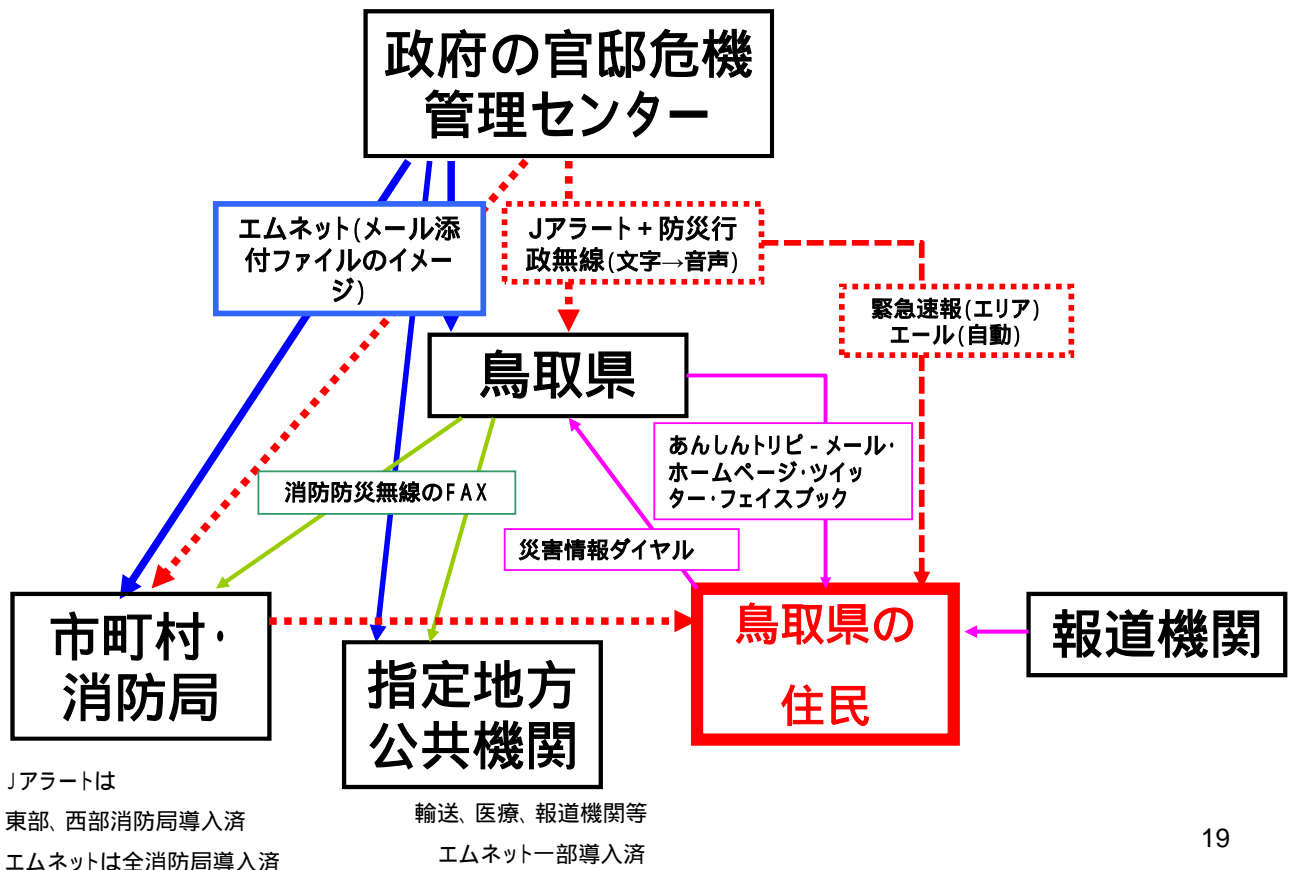
・県ホームページ(携帯電話用も含む。)、あんしんトリピーメール、トリッター(ツイッター)、

フェイスブック、災害情報ダイヤル(電話0857-26-8100)による情報提供

・報道機関、市町村を通じた情報提供

18

【発射直後の国民・自治体・報道機関等への情報伝達経路】



2 県の対応方針(案) (3) 住民への事前広報内容

北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射予告に伴う対応 (資料1参照)

北朝鮮が設定した落下区域等を考慮すると、我が国領域内に落下するケースは、通常は起こりません。北朝鮮が発射に関し事前通報している時間帯においても、平常通りの生活・業務を続けてください。

ミサイル発射により、通常は起こりませんが、異常飛翔により、本県への影響が考えられる場合のみ、全国瞬時警報システム(Jアラート)を経由して防災行政無線で情報が伝達されます。

(安全な場合には、Jアラートを経由した防災行政無線は流れません。)

北朝鮮がミサイルを発射した場合、テレビ・ラジオの情報にも注意するとともに、落下物らしき物を発見した場合には、危険ですので、決して近寄らず、警察・消防等に連絡してください。

船舶の運航者は、2月8日から25日までの午前7時30分から12時30分までの間(日本時間)、設定された落下区域に入ることは控え、注意して航行してください。

エムネット等により国から伝達された情報については、必要に応じてとりネット等を通じて住民に情報提供する。

3 市町村等への依頼事項

1 住民等への広報関連(市町村)

北朝鮮がミサイル発射を事前通報している期間・時間帯(前後を含む。)における情報連絡体制の保持

住民への事前広報の実施(原則、県と共通の広報内容)

ミサイルが異常飛翔した場合で、Jアラートの万が一の不具合で防災行政無線が自動起動しない場合に、防災行政無線による住民への広報

併せて伝達訓練の実施

万が一落下した場合の位置確認及び被害状況の把握・通報、立入り禁止措置の実施

ミサイルが発射されたが、落下せずかつ被害もなかった場合の安全広報の実施

21

3 市町村等への依頼事項

2 情報伝達機器の設定確認、再点検の実施(市町村、消防局)

エムネット、Jアラートの設定確認

エムネット、Jアラートを含む情報伝達機器の再点検

情報伝達体制の確認

2月3日までに実施済

3 情報伝達機器の導通試験等の実施(市町村、消防局)

エムネットの導通試験の実施 (資料2参照)

2月5日(金) 10時

Jアラートの情報伝達訓練の実施

2月5日(金) 11時

* 沖縄県内の全市町村が対象

鳥取県を含む他の県等については受信確認のみ実施

上記訓練等に併せて、対応訓練をお願いします。

22

3 市町村等への依頼事項

4 対応体制の整備(市町村)

万万が一の場合、ミサイルが落下した場合等に対応できる体制の整備

5 消防庁依頼事項の報告(市町村)

(1) Jアラート情報の住民への情報提供の状況報告

ミサイルが異常飛翔し、Jアラートにより情報伝達があった場合、次により、Jアラートの作動状況をメールで報告。

「Jアラートの作動状況調査表(速報用)」 [Jアラート情報受信後30分以内](#)

「Jアラートの作動状況調査表(詳細用)」 [Jアラート情報受信翌日の10時迄](#)

複数回情報伝達があった場合は、それぞれの情報ごとに報告

報告内容は、消防庁から公表されることがある。

23

3 市町村等への依頼事項

(2) 被害状況の報告 (資料3参照)

万万が一ミサイルが落下した場合は、通常自然災害に準じて、火災・災害等即報要領に基づく様式第3号により、総合事務所等を経由して、速やかに報告。

(3) ジメチルヒドラジンの性状及び対応上の留意点 (資料4参照)

(参考: 前回H24.12)

6 緊急消防援助隊の出動態勢等の確認等(消防局)

(1) 緊急消防援助隊の出動態勢や相互応援態勢の確認、資機材の再点検

(2) 万万が一、ミサイルの一部が落下した場合、ジメチルヒドラジン等の有害物質が含まれていることが想定されるので、消防活動の際には必要な対処をすることが必要

24